

千代田区職員再採用（カムバック採用）選考案内

千代田区

本選考は、過去に千代田区で一定期間勤務し、育児・介護・転職などの事情により退職した方を対象としています。

区政に必要な公務遂行能力を持つ人材を再び迎え入れ、在職中に培った知識や、離職期間中に得た経験・知見を活かしていただくことを目的としています。

1 募集職種、主な職務内容、採用予定数

募集職種	事務、福祉、土木造園、建築、電気
主な職務内容	各職種等に応じた職務
採用予定数	各職種において若干名

※ 離職時の職種で採用します。

2 採用する職務の級

離職時の職務の級以下の級

3 採用予定日

原則として各年の2月1日、4月1日または11月1日

（選考申込フォームにおいて、希望する採用日を選択してください。）

4 受験資格

以下の条件を全て満たす者

- (1) 平成30年4月1日以降に千代田区を離職した者
- (2) かつて千代田区の職員として1年以上在職していた者 ※
- (3) 選考受験日の属する年度の末日において65歳未満（5級職（課長級）以上の職の場合は60歳未満）の者。ただし、令和12年度までの間、年齢要件の上限部分は次表のとおりとします。

選考年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
年齢要件の上限	62歳未満	63歳未満	64歳未満			

(4) 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者

(5) 日本国籍を有する者（福祉の選考を除く）

(6) 地方公務員法第16条の欠格条項（項番8参照）に該当しない者

※ 在職期間のうち、以下の期間は除算します。

- ・特別職、会計年度任用職員、臨時の任用職員、任期付職員であった期間
- ・人事交流者（特別区及び特別区の組織する一部事務組合相互間の人事交流）について
は、他の特別区及び特別区の一部事務組合における職員であった期間
- ・停職期間

5 選考の流れ

選考申込から採用までに、一般的に2～3か月程度を要します。

(1) 第1次選考

選考内容	申込書による書類選考（在職時の人事評価を含む）
実施時期	随時
結果通知	申込書（区ポータルサイトへの選考申込をいう）の受理から概ね3週間以内に申込者全員にメールでお知らせします。

(2) 第2次選考（第1次選考の合格者のみ）

選考内容	面接
実施時期	第1次選考結果通知と併せて通知
結果通知	面接実施から概ね3週間以内に第二次選考受験者全員に郵送でお知らせします。

6 申込手続

受付期間	随時（サイトメンテナンス期間を除く）
申込方法	区ポータルサイトに必要事項を入力し、お申込みください。 【区ポータルサイトリンク先】 カムバック採用選考 受験申込みフォーム
必要な書類等	区ポータルサイトにアップロードしてご提出いただきます。 ・職務経歴書（区ホームページに掲載の様式） ・顔写真（直近3か月以内に撮影・上半身・脱帽・正面のもの）

※ お申込みにあたっては、区ポータルサイトへのアカウント登録が必要です。

[アカウント登録方法はこちらから（区ホームページ）](#)

※ 受験申込完了後、登録したメールアドレスに区ポータルサイト (digitalseisaku@city.chiyoda.lg.jp) から受付完了メールをお送りします。メールが届かない場合は、下記担当へお問合せください。

7 勤務条件等

給与	<ul style="list-style-type: none">・区離職時の職務の級及び号給を基本に、採用された職務の級や退職後の経歴などを考慮して決定します。・60歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号給の7割の額となります。
手当	条例等の定めるところにより、地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。
昇給	原則として年1回
昇任	<ul style="list-style-type: none">・昇任選考又は昇任能力実証の受験資格における在職期間の計算にあたっては、原則として離職前に任用されていたそれぞれの職務の級の在職年数を通算します。・条件付採用期間中は選考等の対象から除かれます。
勤務時間	<ul style="list-style-type: none">1週間につき38時間45分勤務・休憩時間を除く・勤務日及び勤務時間帯は、配属先職場に応ずる
休暇等	<ul style="list-style-type: none">・年次有給休暇は一会計年度につき20日付与されます（年度途中採用の場合、当該年度は関係規定に基づく日数）。・その他、条例等の定めるところにより、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。
受動喫煙防止のための措置	就業場所は、原則敷地内禁煙です。

8 参考

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

9 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

10 問合せ先

千代田区政策経営部人事課人事係 再採用選考担当

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

電話：03-5211-4149（直通）

メール：saiyou@city.chiyoda.lg.jp